平成２６年（フ）第７９９０号
東京都中野区江原町２丁目18―12―202
債務者　稲吉ゆかり
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９９１号
東京都足立区神明３丁目４―16―Ｂ102
債務者　小坂邊　藍
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８００６号
東京都中野区中野６丁目31―７―２―305
債務者　齋藤　怜子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８００８号
東京都新宿区払方町22―102
債務者　師富　智子（旧姓寄瀬）
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０１１号
東京都世田谷区太子堂５丁目33―10　Ｌｅ・ｍｕｒａ２Ｇ
債務者　志賀　亮介
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０１５号
埼玉県さいたま市桜区大字下大久保854―26―101
債務者　作田　　淳
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０１８号
東京都墨田区東駒形１丁目16―２―501
債務者　齊藤　光子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０１９号
東京都足立区大谷田５丁目32―14　ベルコーポＣ107
債務者　大河内　仁
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２０号
東京都東久留米市浅間町３丁目27番14号ホワイトパレスひばりが丘102号室
債務者　土居　満朗
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５３０号
東京都小平市天神町３丁目１番21号ガーデンヒルズＢ号
債務者　野村　貴子
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５３７号
東京都武蔵野市吉祥寺東町２丁目16番16号オレゴンハイツＡ106
債務者　嶺川　侑香（旧姓宗村）
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５２号
静岡市葵区新伝馬３丁目５番11―105号
債務者　福井　康徳
1　決定年月日時　平成26年８月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月28日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７９８５号
東京都足立区中央本町１丁目８―５―306
債務者　吉田里江子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第１７３０号
大阪市中央区本町１丁目５番７号　西村ビル
破産者　有限会社エス・アンド・ケイ・カンパニイ
1　破産債権の届出期間　平成26年９月12日まで
2　一般調査期日　平成26年10月16日午後３時
平成26年８月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３号
長崎県南島原市有家町蒲河398番地３
破産者　新納　　昇
1　破産債権の届出期間　平成26年９月16日まで
2　一般調査期日　平成26年10月15日午後４時
平成26年８月11日
長崎地方裁判所島原支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７９３９号
静岡県熱海市桃山町23番18号　ガウス熱海桃山103
破産者　杉澤　修一
免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
平成26年８月13日
東京地方裁判所民事第20部